事務連絡

令和４年12月16日

医療機関　各位

　小樽市保健所

感染症サーベイランスシステムの利用登録について（依頼）

日頃より、保健衛生行政に御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（令和４年法律第96条）が令和４年12月９日より公布され、令和５年４月１日より、感染症発生等の情報について感染症指定医療機関医師から届出を行う場合には、電磁的方法（HER-SYSまたはサーベイランスシステム）を使用する義務（指定外医療機関については努力義務）を課されることになりました。

つきましては、令和４年９月６日付事務連絡にて感染症サーベイランスシステムの利用登録について依頼しておりましたが、電磁的方法の義務（又は努力義務）化にあたり、下記のとおり利用登録を行い、利用方法を御確認いただきますよう、改めて御対応のほどよろしくお願いします。

なお、小樽市医師会に対して、同様の事務連絡を発出していることを申し添えます。

記

１．依頼事項

（１）「感染症サーベイランスシステム利用申請書」の提出

・申請書の取得方法：「２．様式・資料の掲載URL」から小樽市HPへアクセスし、様式をダウンロードしてください。

・提出方法：メール又はFAX

・申請受理後、内容に不備が無ければ約１～２週間で利用者IDと初期パスワードを送付いたします。

・年末年始はパスワードの送付が年始以降に遅れる可能性があります。

（２）一～五類感染症（結核や梅毒など）の発生届や、感染症発生動向調査の報告は感染症サーベイランスシステムを利用しての御報告をお願いします。

　※新型コロナウイルス感染症については、HER-SYSによる届出をお願いします。

２．様式・資料の掲載URL

　【医療機関・事業者の皆様へ】令和4年度感染症情報関係通知<https://www.city.otaru.lg.jp/docs/2022062800020/>

以上

小樽市保健所健康増進課

結核・感染症担当

TEL：　２２－３１１０

FAX：　２２－１４６９

MAIL： kansensyo@city.otaru.lg.jp